

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度札幌市中国帰国者生活相談室管理運営業務
発 注 課	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、中国残留邦人等からの生活相談に対する情報提供や助言等を行うとともに、通院の同行や生活実態把握のための家庭訪問を行うものであるため、中国残留邦人等の言語や境遇を理解し、継続的に関わることが求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、当該事業委託当初の平成12年度から当相談室の管理運営業務を実施し、中国残留邦人等に対する知識や相談経験が豊富な専任職員による支援を長期かつ継続的に行ってきた実績を有するほか、高齢者等を対象とする相談支援事業を幅広く行っている。</p> <p>対象者の生活、健康状況や扶養義務者との交流状況等を細やかに把握し、中国残留邦人等の支援のためのノウハウを蓄積している社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、高齢化が進み地域で孤立しやすい中国残留邦人等に対して包括的な支援を行うことが可能であり、本業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として社会福祉法人札幌市社会福祉協議会を選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和7年1月31日